

令和6年3月22日

むつ市都市計画審議会議事録

【第54回】

開催場所 むつ市役所本庁舎 大会議室 A

第54回むつ市都市計画審議会次第

○日 時： 令和6年3月22日（金） 午後1時30分から

○場 所： むつ市役所本庁舎 大会議室 A

○次 第

1. 開会

2. むつ市都市計画審議会組織会

- ① 辞令交付
- ② 会長の選出について
- ③ 会長の職務を代理する委員の指名について

3. むつ市都市計画審議会 調査審議案件 諮問

4. 市長挨拶

5. 議事

議案審議

- ① むつ市都市計画ごみ焼却場の変更（案）について
- ② むつ市都市計画公園の変更（案）について
- ③ むつ市都市計画マスタープランの変更（案）について
- ④ （意見聴取）大畑都市拠点地区都市再生整備計画事後評価（原案）について

6. 閉会

むつ市都市計画審議会【第54回】

○【委員名簿(11名)】

・市議会の議員

佐々木 肇 委員

杉浦 弘樹 委員

白井 二郎 委員

・学識経験のある者

坂本 正一 委員

内田 大輔 委員

平塚 邦治 委員 (欠席)

坪 二三子 委員

越後林 達巳 委員

和田 榮子 委員 (欠席)

・その他市長が適当であると認める者

田中 秀樹 委員

・市民公募

遠藤 進一 委員

○ むつ市長

山本 知也

○【事務局】

都市整備部長

木下 尚一郎

都市整備部政策推進監

中村 昭男

都市計画課長

黒澤 幸太郎

都市計画課都市計画グループ 主幹

八戸 啓介

都市計画課都市計画グループ 主査

黒沢 さやか

都市計画課都市計画グループ 主任

丸谷 知功

都市計画課都市計画グループ 主任

板垣 愛未

1. 開会

司会

皆様、本日はお忙しいところ、むつ市都市計画審議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、第54回むつ市都市計画審議会を開催いたします。

2. むつ市都市計画審議会組織会

① 辞令交付

司会

はじめに、本日よりむつ市都市計画審議会の委員を委嘱する皆様への辞令交付を行います。

委員の皆様のお席へ市長が参ります。

私がお名前をお呼びいたしますので、その場にご起立いただき、辞令をお受け取りくださいますよう、お願いいたします。

なお、辞令につきましては、全文をお読みするのは初めの方のみとさせていただきますので、ご了承願いたいと存じます。また、本日欠席された方のお名前も読み上げますのでご了承ください。

それでは、市長、よろしくお願いいたします。

市長

【辞令交付】

司会

ありがとうございました。

それでは、改めて委員となられた皆様のご紹介と事務局であるむつ市都市整備部職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

はじめに、学識経験者の委員をご紹介します。

坂本委員でございます。内田委員でございます。坪委員でございます。越後林委員でございます。

続きまして、市議会議員の委員をご紹介します。

佐々木委員でございます。杉浦委員でございます。白井委員でございます。

続きまして、関係行政機関の委員をご紹介します。

青森県下北地域県民局地域整備部長の田中委員でございます。

最後に、市民公募の委員をご紹介します。

遠藤委員でございます。

皆様、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局職員を紹介します。

都市整備部長の木下です。都市整備部政策推進監の中村です。都市計画課長の黒澤です。都市計画課都市計画グループ主幹の八戸です。都市計画グループ主査の黒沢です。主任の丸谷です。最後に私、主任の板垣です。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、辞令交付及び委員並びに事務局職員の紹介を終わります。

司会

これより組織会を行います。

はじめに、本日の出席委員数は11名のうち9名であり、委員の半数以上の出席となっておりますので、むつ市都市計画審議会条例第6条第2項により、本日の会議は成立することをご報告させていただきます。

それでは、ここで会長の選出を行います。現在、会長の選出前で議長がおりませんことから、仮議長の選出を行います。

仮議長の選出は、事務局からの指名とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようでございます。それでは、事務局から仮議長の指名をお願いします。

事務局

仮議長は内田委員にお願いしたいと存じます。

司会

事務局からの指名により、内田委員が仮議長となりました。内田議員は、仮議長席への移動をお願いいたします。

仮議長

ただいま、仮議長に指名されました、内田でございます。会長が選出されるまで、暫時、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、ただ今から第54回むつ市都市計画審議会の組織会を開会いたします。

②会長選出

仮議長

まず、会長の選出について議題といたします。

むつ市都市計画審議会条例 第五条第一項の規定により、会長は、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから、委員の選挙により定めることとなっております。

委員の皆様をお願いいたします。

会長への立候補、または会長への推薦がありましたら、ご発言をお願いいたします。

杉浦委員

仮議長に会長を務めていただきたいです。

仮議長

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。ただ今、杉浦委員から私に、というご発言がありましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、このまま私が会長を務めたいと思います。委員よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。それでは、本審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長になることになっておりますので、 会長

より、ご挨拶をいただきまして、引き続き会議を進行していただきたいと存じます。内田会長、よろしくお願いいたします。

③会長の職務を代理する委員の指名について

会長

ただ今、委員の皆様からのご賛同をいただきまして、むつ市都市計画審議会会長を仰せつかりました、内田でございます。

何分まだまだ経験不足ではございます。委員の皆さまのお力添えをもって一生懸命会長の任を努めて参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

はじめに、本日の会議における議事録署名者を2名選任したいと思います。学識経験者から越後林委員、市議会議員からは佐々木委員の両委員にお願いしたいと思います。

次に、会長の職務を代理する委員の指名についてを議題といたします。会長の職務を代理する委員は、むつ市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長が指名することとなっております。よって、私の方から指名させていただきます。

会長の職務を代理する委員は、坂本委員を指名いたします。坂本委員、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、組織会を終了いたします。

3. むつ市都市計画審議会調査案件諮問

司会

引き続き、本日の調査審議案件について、むつ市都市計画審議会への諮問を行います。市長、よろしくお願いいたします。

市長

むつ都市計画等に関する調査審議について、次の案件について、むつ市都市計画審議会での調査審議を求めたく諮問いたします。

1. むつ都市計画 ごみ焼却場の変更案について

2. おつ都市計画 公園の変更案について
3. おつ都市計画 マスタープランの変更案について
4. (意見聴取) 大畑都市拠点地区都市再生整備計画事業の事後評価(原案)について

以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございます。これで、おつ市都市計画審議会への諮問を終わります。

4. 市長挨拶

司会

続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

みなさんこんにちは。本日はお足元の悪い中、おつ市都市計画審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また日頃より、市政各般に渡り皆様のご協力とご理解に心から感謝申し上げます。また本日より2年間、都市計画審議会の委員となりますのでどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

本日の都市計画審議会では、ごみ焼却場の変更、都市計画公園の変更、都市計画マスタープランの変更、そして大畑都市拠点地区都市再生整備計画事業の事後評価について審議していただきますけれども、詳細についてはこの後事務局よりしっかり説明させていただきますきたいと思います。

先ほど遠藤委員よりお話がありましたとおり、おつ市には変わった所もあれば変わっていない所もあります。おつ市はまだまだ変わっていきける、そういう期待は私もしていますし、今年1年ですね、市長に就任してから11ヶ月経ちましたけれども、町内のみなさん、市民のみなさんと話をしていると、まだまだですね、人口が減って少子高齢化している中でも、おつ市はまだ変われるなど、そういう思いを持っている市民のみなさんも多く、そして私たちおつ市とい

う組織も夢を語って希望を持ってやっていくことが市民の皆様の笑顔につながるんだろうなと今感じておりました、「笑顔かがやく希望のまち」がむつ市の将来像でありますから、笑顔かがやくためには、やはり希望が必要だと私も感じておりますので、皆様には希望、笑顔、そして夢を語れるむつ市について議論していただいて、そしてその計画が、行くべき道が正しいかどうかを皆様からご意見をいただいて、しっかりとその意見をまちづくりに反映させて行くべく、今後皆様に2年間ご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

結びになりますけれども、委員の皆様のご活躍と、本審議会の実り多い成果をご期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。皆様本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会

ありがとうございました。ここで、誠に恐縮ではございますが、公務により市長は退席させていただきますことを、お許しいただきたいと存じます。

(市長退席)

司会

それでは、会議を進めさせていただきます。

はじめに、配付資料の確認をいたします。

事前に資料を送付させていただきましたが、本日改めて配付しております。本日の資料は、配付資料一覧のとおりであります。資料の過不足等はございませんでしょうか。

それでは、議事に入りますが、会議の終了予定時刻は午後3時を予定しておりますので、委員皆様の御協力をお願いいたします。

議事の進行は、むつ市都市計画審議会条例により会長が行うこととなっておりますので、内田会長、よろしく願いいたします。

5. 議事

議長

それでは、会議を進行させていただきます。

議案審議に入る前に、本審議會は公開といたしますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

本日は、3件の議案審議及び1件の意見聴取を行います。

委員の皆様の御協力をお願いいたします。

①むつ都市計画ごみ焼却場の変更（案）について

議長

それでは、むつ都市計画ごみ焼却場の変更についての議案審議を行います。事務局からの説明をお願いします。

事務局

（丸谷主任）

はい。事務局のむつ市都市整備部都市計画課都市計画グループ丸谷でございます。私の方からむつ都市計画ごみ焼却場の変更についてご説明させていただきます。

お手元のホチキス留めしております資料をご確認ください。本日の説明の流れですが、1.これまでのスケジュール、2.むつ市都市計画マスタープランの基本方針、3.変更の内容、4.その他のごみ焼却場に関する情報提供となっております。

これまでのスケジュールをご覧下さい。令和5年8月7日にむつ都市計画の変更について素案説明会を行い、それから2週間意見募集を行いました。意見の提出はありませんでした。これを受けて、12月4日に原案を公表し、2週間公述人を募集しましたが、公述人の申出が無かったため、12月22日に予定していた都市計画公聴会は中止となりました。その後変更案を作成し、令和6年1月5日から19日まで、都市計画法第17条に基づく縦覧を実施し意見の受付を行いました。意見書の提出が無かったため、そのまま本日のおつ市都市計画審議會にてご審議いただくものです。

次に、基本方針についてご説明いたします。むつ市都市計画マスタープランの第4章、全体構想の3都市環境形成の方針、(3)都市

環境の2)環境にやさしいまちづくりのなかで、「廃棄物の減量と処理機能・体制の充実を図り、循環型社会の構築を目指します。」とあります。

次に、変更の内容について説明いたします。大畑ごみ焼却場の廃止について、廃止となる焼却場の位置については総括図をご覧ください。変更の内容は計画図に記載されていますとおり、アックス・グリーン of 老朽化に伴い、新ごみ処理施設の整備が進められていて、平成15年3月から稼働が停止している大畑ごみ焼却場は今後も再稼働する見込みが無いことから、都市施設の適正な配置により、都市の健全な発展を進めるため廃止するものであります。

最後に、その他のごみ焼却場に関する情報提供であります。アックス・グリーン of 名称変更とありますが、名称変更は「軽微な変更」にあたるため、あくまでも情報提供とすることでご説明させていただきます。名称変更前は「アックス・グリーン」で、アックス・グリーン of 老朽化に伴い整備が進められている新ごみ処理施設の名称が「クリーンセンターしもきた」に決まりましたが、都市計画画では、都市施設が持つ機能を明確化するため、「下北地域一般廃棄物等処理施設」に名称変更いたします。

以上で、むつ都市計画ごみ焼却場の変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 今の説明に対しまして、ご意見やご質問はございませんか。

委員（全体） （意見なしの声）

議長 ご意見等ないようですので、お諮りいたします。むつ都市計画ごみ焼却場の変更について、本案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

委員（全体）

（異議なしの声）

議長

ご異議なしと認め、案について同意することで答申することに決定いたします。

②おつ都市計画公園の変更（案）について

議長

次に、おつ都市計画公園の変更についての議案審議を行います。事務局からの説明をお願いします。

事務局

はい。では引き続き丸谷の方からご説明させていただきます。お手元の「おつ都市計画公園の変更（案）」資料をご確認ください。

これまでのスケジュールとしては、今回の変更は、軽微な変更ということで1月5日から19日まで都市計画法第17条に基づく2週間の案の縦覧を行いました。その結果意見書はありませんでしたので、本日の都市計画審議会にて審議いただいております。

次に基本方針についてですが、今回の変更は金谷公園の変更であり、「おつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画」の中で、金谷公園は、おつ総合病院と一体的な機能の整備を行い、安全安心を支えるエリア拠点として、都市の拠点性を高め、コンパクトシティの推進を図ることとしています。

変更の内容については、計画図をご覧ください。この赤く囲まれているところが変更箇所となっております。今回の変更ですが、病院の面積が決まったので、それに伴って新旧対照図のとおり、区域が若干減少することとなります。

以上、おつ都市計画公園の変更に係る説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。おつ都市計画公園の変更についてご説明いただきました。ただいまの説明に対しまして、ご意見やご質問

はございませんでしょうか。遠藤委員。

遠藤委員

公園の件というか、このむつ病院の件でありますけれども、むつ総合病院は一体いつ建築が始まるのでしょうか。いつできるのか。それが市民の大きな注目であります。それも公園の一部であると私は考えていますが、その辺の進捗状況は実際本当のところどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長

事務局の方からお願いいたします。

事務局

むつ病院の進捗状況についてお答えしますけれども、一度昨年8月だったと思いますが、工事の入札公告を行っておりまして、その際には入札に応じる業者がおらず、入札は不調ということで一度終わっております。その後、むつ総合病院の方で、ゼネコンさんとかそういった方々にヒアリングを行いまして、今後の入札について検討しているところです。今後の予定としては、本年の8月に再度入札の公告を行うと聞いておりまして、そのままのスケジュールでいきますと、12月ぐらいに契約を行うことができ、その後着工ということになると伺っております。以上です。

遠藤委員

市民の目線としては、本当はどれくらいでできるのか、というのが実際の観点です。公園の話というのはあまり話題にならないです。イコール病院だという認識です。これが市民の正直な認識です。ですから公園の計画を、一部の区域変更があろうがなかろうが、あまり市民は興味が無い。それは色々あるんでしょう、という意識はありますが。だから是非、下北地域は医療が最大の問題です。これは前市長がやり残したことだと僕は思っています。是非病院の完成を早期にお願いしたい。以上です。

事務局 この病院の完成についてなんですけれども、新病棟そのものについては、先ほど申し上げました、今年の入札が順調にいけばなんですけれども、令和11年の供用開始を予定しているところです。またその後、既存の病棟の解体ですとか、そういったものが全て終わるのが令和13年というようなスケジュールになっております。

遠藤委員 是非役所のみなさんには、市民が希望を持てるよう計画を進める努力をお願いしたいということです。以上です。

議長 ありがとうございます。その他みなさんからご意見やご質問はありませんでしょうか。

委員（全体） （意見なしの声）

議長 ありがとうございます。今遠藤委員からありましたとおり、都市計画公園の変更に係る市民の目線としては、病院のことが非常に気になるので、市民の感覚というのも大事にしていただき、計画を進めていただきたいと思います。

 その他ご意見等ないようですので、お諮りいたします。おつ都市計画公園の変更について、本案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

委員（全体） （異議なしの声）

議長 ご異議なしと認め、案について同意することで答申することに決定いたします。

③おつ市都市計画マスタープランの変更（案）について

議長 次に、おつ市都市計画マスタープランの変更についての議案審議

事務局

を行います。事務局からの説明をお願いします。

はい。では私の方からむつ市都市計画マスタープランの変更についてご説明させていただきます。資料の方をご覧ください。まずスケジュールについてですが、むつ市都市計画マスタープランの変更に関する素案説明会を昨年8月7日に開催しております。

その後、むつ市公共事業再評価委員会にて、下水道事業に係る再評価を行っており、それが9月27日から10月12日までで、11月8日の答申を経て、マスタープランの変更案のパブリックコメントを昨年12月15日から今年1月19日まで行いました。そこで1件の意見提出がありましたが、それについては後ほどご説明させていただきます。そして今回のむつ市都市計画審議会にて同意を得ることができたら、予定では4月に都市計画マスタープランを公表いたします。

次に変更の概要についてご説明させていただきます。今回は人口減少社会においても持続可能なまちづくりを推進するため、公共下水道事業にこだわらず、様々な手法により水質汚濁の防止を推進することとする方針を明確化するための変更となっております。また、現在はホームページ上でPDF形式で公開しているんですけども、白紙ページが多いため削除し、誰でも見やすいようにユニバーサルデザインフォントに変更いたします。

最後に変更の要点についてご説明いたします。まず、都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条2の規定に基づいて、市町村が策定できる都市計画に関する基本的な方針（マスタープラン）となります。都市計画マスタープランでは、おおむね20年後の都市の将来像、目指すべきまちの姿を描きます。また、マスタープランは各種まちづくり計画の中で土地利用や都市施設づくりの分野を受け持ち、その実現のための都市計画の基本的な方針となり、都市計画の決定や変更の根拠となるものです。一方で、マスタープランは具

体の事業計画とはならず、拘束的なものでもありません。

次のページは、むつ市都市計画マスタープランと他の計画の関連を図で表したものです。中心にマスタープランがあり、各計画はマスタープランと整合しています。立地適正化計画はマスタープランと調和しており、まちづくり計画は立地適正化計画と整合しております。

9ページから14ページまでは今回の修正内容を、修正前とともに一覧にしておりますが、こちらの説明は時間の都合上割愛させていただきます。

最後にパブリックコメントについてですが、先ほど申し上げましたとおり、令和5年12月15日から1月19日までパブリックコメントを実施した結果、1件の意見提出がありました。この意見は都市計画マスタープランの33ページ、都市環境形成の方針の都市景観、市街地景観に関し、現状の街路樹のメンテナンス、街路花壇の維持管理についてのご意見がありました。市ではこのご意見を踏まえて良好な街路景観の創出に努めて参りたいと思います。このご意見と回答についてはホームページでも公表しております。

以上をもちまして、むつ市都市計画マスタープランの変更案についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、ご意見やご質問ございましたらお願いいたします。遠藤委員。

遠藤委員

意見になりますけれども、むつ市には、実はこんな良いところがあるんだというのを市民の皆さんから色々発見して貰って役所の方に報告を貰う、市民の観点を入れることが非常に大事だと僕は思っています。例えば、私がむつ市にいて、これはびっくりだと思ったのは、大間に向かう際に大畑の所にある、あの桜並木。あれは「日

本にもこんなところがあるのか」と私の東京にいる友人が初めて見たと言っておりました。桜の木は小さいけれど、これが成長したら日本最大になるだろう、と申しておりました。その方は樹木の専門家ですよ。こういう意見はどんどん吸い上げて欲しい。地元の人、ここは私の地元だと、私の地元にはこんないいものがあるんだという意見を収集する、その努力が行政には大事です。意見を収集して、そこからマイナスの意見に関する支援をしていく、ということをして是非お願いしたい。以上です。

議長

ありがとうございました。今のご意見に対しまして、事務局から何かご発言ありますでしょうか。

事務局

都市計画課長の黒澤です。パブリックコメントを実施しまして、市民の皆さんから意見をいただく状況もあり、またこのように貴重なご意見をいただけたところです。今回久しぶりにパブリックコメントで市民の方からご意見をいただきました、街路景観の創出、街路樹のメンテナンスと言うことですが、これは市では市道や都市計画道路の所に植樹柵がありまして、なるべくきれいに管理していて、また下北文化会館周辺では地域の皆様に協力をいただいております。他の植樹柵については予算等の関係で手入れが行き届いていないところもありますので、そういったところについてはご協力いただいで、一帯となって管理を進めていきたいと思っております。

このように市民からの貴重なご意見を反映させていきたいと思っております。我々も情報提供を随時行っておりますので、皆さんにもっと気づいていただけるような取組をしていければと思っております。

遠藤委員

私も今おっしゃられた事はよくわかっておりますけれども、ここが良いところだというふうに思っている方は少ないんですよ。でも

本当に良いところなんです。そういうふうに言ってもらえる、言えるような環境が大事なのかな、というふうに思っております。

議長

貴重なご意見、本当にありがとうございます。私もなかなか意見を言えないんですけども、感じ方としてお話しさせてもらうと、遠藤議員がおっしゃったとおり市民の皆様が自分目線でまちを愛するきっかけになれば良いと思いますし、黒澤課長がおっしゃったように皆さんが協力することでより良いまちづくりになっていくのかなと思いました。貴重なご意見ありがとうございました。坂本委員。

坂本委員

私は農業をやっておりまして、都市計画というものはあまり縁が無かったというふうに思っておりました。しかし、遠藤委員のお話を聞いて、むつ市には誇れる景観があちこちにあるんだと感じております。例えば、はまなすがむつ市では色んなところに咲いていてきちんと管理されていて。私も良いなと思っておりますけれども。夏には盆の辺りにオニユリが咲いているんです。私はいつも当たり前前に咲いているから、通ってもあまり気にしなかったんですけども、盆に千葉から帰ってきた娘が、はまなすとかオニユリとかに感動していました。そういうむつ市の動物とか植物とかをもっと活性化して行って、景観がもっと良くなっていけばいいなと思っておりますけれども、なかなかそういかず、手入れできずジャングルのような状態になってしまっているところもあります。それも景観なのかな？と思いつつも、日々景観が観光客にもっと魅力的になるようになればいいなと、遠藤委員からもそういうお話が出ましたので私からも意見としてお話しさせていただきました。ありがとうございました。

議長

貴重なご意見ありがとうございます。その他何かありますでしょ

うか。

委員（全体） （意見なしの声）

議長 色々ご意見いただきましてありがとうございました。お諮りいたします。おつ市都市計画マスタープランの変更について、本案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

委員（全体） （異議なしの声）

議長 ご異議なしと認め、案について同意することで答申することに決定いたします。

④(意見聴取)大畑都市拠点地区都市再生整備計画の事後評価(原案)について

議長 次に、大畑都市拠点地区都市再生整備計画の事後評価原案についての意見聴取を行いたいと思います。担当課からの説明をお願いします。

担当課 大畑庁舎管理課長の澤田と申します。よろしく願いいたします。それでは、大畑都市拠点地区都市再生整備計画の資料をご覧下さい。2ページは計画区域となっております。都市再生整備計画区域には、大畑公民館・体育館、大畑庁舎、大畑小学校が含まれております。3ページは計画概要となっております。面積は5ヘクタール、交付期間は平成30年度から令和4年度まで、交付対象事業費は405.6百万円、国費率は49.7%。目標は、大畑地区都市拠点の再構築による持続可能なまちづくり。公共施設の統廃合による既存ストックの有効活用と公共施設維持管理費の縮減。まちの魅力の向上と安心して暮らしやすいまちづくりによる居住誘導区域人口密度の維

持としています。

次に4ページをお開き下さい。整備方針概要図となっております。大畑小学校の一部を改修し、大畑庁舎が大畑小学校に移転し、その後旧大畑庁舎を解体し、基幹事業として市道を改築したほか地域生活基盤施設として大畑小学校の前に防災広場を整備しました。5ページをご覧下さい。基幹事業として道路と歩道の改築を行った中島1号線と伊勢堂1号線であります。次のページは整備した防災広場であります。かまどベンチの設置とマンホールトイレの整備を行いました。次のページは関連事業として整備した駐車場と大畑庁舎になります。

続いて事後評価ですが、指標1むつ市役所大畑庁舎維持管理費の縮減率であります。目標値60パーセントに対し実績が67.8パーセントと、目標を達成しております。要因としましては、大畑小学校の空きスペースを活用したことにより、学校との一体管理による効率的な管理が可能となったため、大畑庁舎の維持管理費が低減されました。

続いて指標2大畑地区居住誘導区域人口密度ですが、目標値21.7に対し評価値18.5で目標は達成されませんでした。1年以内の達成見込みもありません。全市的な人口減少の進行が直接的な要因と考えられますが、庁舎周辺道路等の整備による居住環境の向上により、ある程度の効果はあったと考えられます。指標3の暮らしやすさ満足度は、目標値70パーセントに対し評価値38.7パーセントと、目標を下回りました。道路の位置変更などに慣れない住民が多く、暮らしやすいという実感がわいていないことが想定されます。

続いて13ページの成果の評価及び効果発現要因の整理ですが、定性的な効果発現状況として、旧大畑庁舎跡地に駐車場が整備されたため、周辺公共施設の利便性の向上が図られ、また庁舎及び学校から駐車場までを一帯の敷地とすることで、小学校の児童や庁舎利用者の安全性と利便性が図られました。

14 ページの実施過程の評価についてであります。住民参加プロセスとして、整備検討会を3回開催、住民アンケートは2回実施しました。

最後に、今後のまちづくり方策です。まちの課題の変化は、大畑庁舎が大畑小学校の空きスペースへ移転したことにより、小学校との一体管理による維持管理の効率化により維持管理費が縮減されました。また、大畑小学校の空きスペースの一部をコンバージョンして大畑庁舎へ機能転換したことにより、駐車場など周辺環境が整備され都市機能が強化されました。防災広場も整備されたことで、一時避難所としての機能が強化されました。

今後のまちづくりの方策としましては、施設の持続可能な維持管理に努めることと、防災広場の周知・啓発を図るため、自主防災組織による防災訓練での活用や、周辺施設でのイベント時に体験会を行うことを検討していきたいと思っております。

以上で大畑都市拠点地区都市再生整備計画事後評価の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。遠藤委員。

遠藤委員

はい。全国には川内、大畑、脇野沢と合併したむつ市のように、いろんな地域が組み合わさった自治体はいっぱいあります。一つの市だという意識が地域の皆さんには少ない。ただただ行政だけがむつ市であるという風に思っていて、市民や市議会議員の皆さんとしてはこういった説明があっても特別な疑問点も無い。むつ市というよりは、大畑町としての視点でもっての中身がほとんどです。これはある程度は仕方ないとはいえ、やはり議論の限界点が出てくるのが気になります。そこでの工夫を、大変なのは重々承知していますが、お願いしたいと思っております。以上がこの話への感想です。

議長 ありがとうございます。その他皆さんからご質問等ございませんでしょうか。越後林委員。

越後林委員 大畑の件には私も若干携わったものですから、一言申し上げたいと思います。やはり庁舎というのは地域の要といいますかシンボルといいますか、城のようなものなので、本来であれば独立した庁舎が欲しいというのが大体の意見だったんですね。しかしご時世で小学校も中学校も空きがでてきているということと、今あるものを有効活用していこうと。そして立地的に独立してどこに建てるのかといえはなかなか場所が無かったということと、色んな事を鑑みて小学校の半分を改修して庁舎にしよう、ということになったのですけれども、最初にお話ししたように、庁舎というのは地域にとってはシンボルなんですね。そのため寂しい思いもいたしました。でも、これからこの庁舎を上手く活用していけたら良いなと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。その他皆さんの方から何かございますでしょうか。

委員（全体） （意見なしの声）

議長 ご意見等がないようですので、お諮りいたします。
大畑都市拠点地区都市再生整備計画の事後評価原案について、妥当とすることにご異議ありませんか。

委員（全体） （異議なしの声）

議長 ご異議なしと認め、案について妥当であるとして、答申すること

に決定します。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案審議及び意見聴取は全て終了いたしました。

なお、諮問に対する答申であります。文書の内容及び日程等については、議長に一任させていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員（全体） （異議なしの声）

議長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。その他、皆様から何かございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

委員の皆様のご協力、誠にありがとうございました。

司会 委員の皆様、本日のご審議、誠にお疲れさまでした。

なお、本日ご審議いただきました案件については、最終決定まで少々時間がございますので、何かありましたら、随時事務局へお問い合わせいただければと存じます。

以上をもちまして、第54回おつ市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議事録署名者 (市議会議員)	佐々木 肇 
議事録署名者 (学識経験者)	越後林 達巳 